

素波里発電所

エアコンラーほか点検清掃業務委託

08-D0-N4

仕 様 書

令和8年度

秋田県 大館発電事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則	P3
2 諸法令の遵守	P3
3 提出書類	P3
4 保 証	P3

第2章 委 託

1 委託概要	P4
2 委託場所	P4
3 機器概要	P4
4 委託内容	P4
5 その他	P5

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県素波里発電所 エアクーラーほか点検清掃業務委託 08-D0-N4 に適用する。
- (2) この仕様書は、「秋田県委託業務共通仕様書」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については「秋田県委託業務共通仕様書」様式集及び以下による。

ただし、これにより難しい場合は監督職員との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは監督職員の指示による。

(1) 業務計画書	(契約締結後 1 4 日以内)	1 部
(2) 業務打合せ・協議記録簿	(必要のつど)	1 部
(3) 作業日報	(作業日翌日までに)	1 部
(4) 作業写真	(完了時)	1 部
(5) 点検報告書	(点検実施後速やかに)	2 部
(6) 完了写真	(業務完了届に添付)	1 部
(7) その他必要なもの	(必要のつど)	必要部数

※ 提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。

提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

4 保 証

委託終了後において仕様を満足しないなど、不備又は不具合が認められた場合は、受注者の負担において直ちに再実施を行うこと。

また、これらの原因により当県の営業又は資産等に何らかの損害を与えた場合であつて、当県が補償を要求した場合は、協議によりこれに応じなければならない。

第2章 委 託

1 委託概要

本委託は素波里発電所 発電機本体及び軸受用のエアクーラー並びにオイルクーラーの機能維持のために点検清掃を行うものである。

2 委託場所

素波里発電所 秋田県山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林 地内

3 委託内容

(1) エアクーラーの点検清掃工 1式（4台分）

ア 分解、内部点検、泥及びスケールの清掃除去、水圧試験（漏水確認） 1式

イ 上述アに伴う作業 1式

- ・ 発電機風道内からの吊り出し
- ・ 配管切り離し、切り離し後の開口部閉塞
- ・ 発電機風道部及び作業床の養生

(2) オイルクーラーの点検清掃工 1式（4台分）

ア 分解、内部点検、泥及びスケールの清掃除去、水圧試験（漏水確認） 1式

イ 上述アに伴う作業 1式

- ・ 配管切り離し、切り離し後の開口部閉塞
- ・ 作業床の養生

4 機器概要

(1) エアクーラー

型式 : NSV-FC53

材質 : SS41Pなど

重量 : 約450kg

サイズ: 約 W 1,000×H 1,126×D 255mm

(2) オイルクーラー

型式 : 6090C02

材質 : SCS13、SUS304

重量 : 約150kg

サイズ: φ380mm×H 1,032mm

5 その他

- (1) 本業務における発注者支給（貸与）事項と受注者準備（負担）事項は次のとおりとする。

ア 発注者支給（貸与）事項

- （ア）水車発電機停止操作及び当該業務実施可能状態での現場（作業）渡し
- （イ）発電所内の天井クレーンの無償貸与
- （ウ）現地作業用の電力（既存コンセント）及び水（既存水栓）の無償提供

イ 受注者準備（負担）事項

- （ア）有資格者（クレーン運転者、玉掛作業員）の配置
- （イ）作業用機器（高圧洗浄機、テストポンプ）
- （ウ）玉掛け用具及び揚重・横引き器具
- （エ）交換用パッキン、ガスケット等の補助材料
- （オ）電源、給排水の接続用具及び作業用工具・仮設機器類
- （カ）作業に必要な一般消耗品（養生材、ウエス等）